

沖縄戦とくきれいな標準語〉：目取真俊「水滴」への 視角

松下, 博文
筑紫女学園大学教授

<https://doi.org/10.15017/8913>

出版情報：語文研究. 100/101, pp.137-150, 2006-06-02. 九州大学国語国文学会
バージョン：
権利関係：

沖繩戦と〈きれいな標準語〉

— 目取真俊 「水滴」への視角 —

松 下 博 文

I 「水滴」をめぐる言説

日本復帰二十五年度の一九九七年、ひとつの朗報が入ってきた。目取真俊の「水滴」（平9・4・「文藝界」4月号）が第十七回の芥川賞に選出されたという知らせだった。選評は、沖繩戦で戦死し五十年後に亡霊となつてあらわれたイシミネと主人公徳正との次のような会話をめぐつて展開されていた。

徳正の足をいたわるように掌で足首を包み、石嶺は一心に水を飲んでいる。（略）ベッドに寝たまま、五十年余ごまかしてきた記憶と死ぬまで向かい合い続けねばなら

ないことが怖かった。

「イシミネよ、赦してとらせ……………」

土気色だった石嶺の顔に赤みが差し、唇にも艶が戻っている。（略）立ち上がった石嶺は、十七歳のままだった。正面から見つめる瞳の長い目にも、肉の薄い頬にも、朱色の唇にも、微笑が浮かんでいる。ふいに怒りが湧いた。「この五十年の哀れ、お前が分かるか」

石嶺は笑みを浮かべて徳正を見つめるだけだった。起き上がるうともがく徳正に、石嶺は小さくうなずいた。

「ありがとう。やっと渴きがとれたよ」

きれいな標準語でそう言うと、石嶺は笑みを抑えて敬礼し、深々と頭を下げた。壁に消えるまで、石嶺は二度と徳正を見ようとはしなかった。

こうした会話をめぐって、芥川賞選考委員の日野啓三は日本人全体の戦後責任の取り方の欺瞞性も含めて、五十余年「まかしてきた戦争の記憶の問題を指摘し、戦争体験者がついに語ろうとはしなかった、あるいは隠しとおそうとしてきた自己欺瞞を指摘した。同じく黒井千次も、苦々しくイシミネに吐きつけるやり場のない徳正の怒りに、戦争のトラウマを今にひきずって生きる一老人の「消えぬ過去」の姿を敗戦後半世紀経た現在のそれとしてとらえ直そうとしていた。さらに、こうした評と連動する形で同じく選考委員の池澤夏樹は、生き残った者の罪意識の問題としてその内部を解明しようと試みていた。^(注)

いわば、大部分の選考委員は、戦争体験の加害と被害の問題、生き残った者たちの後ろめたさ、負い目、贖罪意識に解的価値基準を置いていた。そして、その後の評者の多くも、こうした読みの延長線上に「テキスト内部の相互批評性」の問題や外枠としての複眼的多層構造の問題に注目しながらそれぞれの論を展開していた。^(注) もちろん、示唆に富む妥当な評である。しかし、こうした従来の指摘には、いわゆる「国家語」^(注)をめぐってのけっして看過できぬ重要な視点が脱落しているように思える。

引用の会話文に見られるように この五十年の哀れ、お前

が分かるか と吐き捨てる徳正の言葉に対し ありがとう。 やつと渴きがとれたよ と きれいな標準語 で答える亡霊のイシミネ——すなわち作品の核心部で、死霊となって立ちあらわれたイシミネに、あえて きれいな標準語 で応答させた表現——この表現には、「国家」（天皇制）をめぐる創作主体の独自のスタンスがあるように見えるし、こうした言葉のやり取りのなかに、沖繩戦でしばしば問題にされる「日本語」「方言」「標準語」にかかわる悲劇的アポリアが露見しているように思えるからである。

本稿では沖繩戦の「見せ方」（語り方）に留意しつつ、従来の論考に欠けていた「言語」をめぐる問題に焦点を絞り私見をのべてゆくことにしたい。

Ⅱ 「日本語」と禁止される方言

先の沖繩戦では方言を使ったという理由で多数の一般住民が日本軍から虐待された。軍部による県民総スバイ容疑の結果である。その原因について『十五年戦争極秘資料集 第3集 沖繩秘密戦に関する資料』（昭62・10・不二出版）には以下の六点が指摘されている。総動員体制下における国民監視体制。軍部の伝統的な沖繩差別観。アジア侵略戦争

で習性化した日本軍の住民敵視の体質。 軍民混在状況下における防護対策。 米軍の心理作戦の影響。 国際法を無視した住民保護対策の欠如。

大城将保はこうした背景の基底に（沖縄県民の皇室尊崇・国体思想・軍事思想の希薄さを著しい後進性としてとらえ、その原因を琉球王朝時代の日中両属の歴史的特性に求めているところ）^(注1)があつたと指摘する。

実際、「第六十二師団工兵隊陣中日誌」によれば、昭和十九年八月十日に沖縄に着任した軍司令官牛島満中将は着任にあたり、同三十一日の訓示で「防護二敵二注意スヘシ」と指示している。^(注2) また、防衛庁戦史室資料「軍司令部日々命令録」には次のような記述も見える。「爾今軍人軍属ヲ問ハズ標準語以外ノ使用ヲ禁ズ。沖縄語ヲ以テ談話シアル者ハ問謀トミナシ処分ス」。

こうして、日本兵（友軍）による凄惨な住民虐殺ははじまつた。その実例は、那覇市役所史料編集室編『市民の戦時体験記 第1集』（昭46・5）・沖縄県労働組合協議会編『日本軍を告発する』（昭47・1）・沖縄県教職員組合編『これが日本軍だ』（昭47・10）・琉球政府編『沖縄県史第八巻 沖縄戦通史』（昭46・4）・同『沖縄県史第九巻 沖縄戦記録1』（昭46・6）・沖縄県教育委員会編『沖縄県史第十巻 沖縄戦記

録2』（昭49・3）等の復帰前後に収集編集された証言集をはじめ、それ以後刊行された多くの市町村史に多数散見されるが、たとえば、劇作家の知念正真はこれらの史実にもとづき、戯曲「人類館」（昭51・10・「新沖縄文学」第33号）で次のようなシーンを創出する。

調教師 貴様、本当に防衛隊の者か？

男 は？

調教師 はあじゃない！俺の言うことが判らんのか！

貴様、名前を言ってみろ！

男 （極度に緊張してドモる）はい！じ、自分は、

郷、郷、ろ防衛隊の……

調教師 何だあ？！

男 はい！自分は、郷ろ防衛隊所属……

調教師 郷士防衛隊だ！

男 もとい！郷……郷……

調教師 貴様、本当に日本人か？

男 はい、日本人であります。

調教師 天皇陛下万才といってみろ！

男 （ますます緊張して）テ、テ、天皇陛下、バン

ジャーイ！

調教師 バンジャーイじゃない！ バンジャーイだ！

男 テ、天皇……陛下ア、バンジャーイ！

調教師 バンジャーイ！

男 バン……バン……

調教師 ザーイ！

男 バン……

調教師 ザーイ

調教師、怒ってハリ倒す。

調教師 怪しい奴だ。貴様はスパイだろう？

男 (あわてて) いいえ！ 私は……もとい！ 自分はスパイではありませんです！

調教師 黙れ！ 貴様はスパイだ。ここを探りにきたスパイだ。貴様がここから一步外へ出た途端に、

忽ち、集中砲火をあびる。俺は何度も見て来て知ってるんだ。

男 自、自分は決して……

調教師 黙れと言っとるんだ！（軍刀を取り寄せ）こつ

なったら、貴様を生かしてここから帰す訳にはいかな。

男 (青くなつて) 本当に自分は、スパイではあり

ませんです。

調教師 問答無用！

刀を抜いて振りかざした。男は後ずさりしながら。

男 (必死で) テ、テ、テイノウ、陛下……バンジャー

イ！

調教師 天誅！

切りつける。男はのけぞって、ばったり倒れる。

一部始終を見ていた女が、悲鳴と共に駆け寄り、

男にとりすがって泣く。

女 ひどい！ 何というひどいことを……。あんまりです。何の罪もない者を。夫はスパイじゃありません。私の夫はスパイなんかじゃない！ それなのに、何故殺したんですか！

りません。私の夫はスパイなんかじゃない！ それなのに、何故殺したんですか！

引用は初出誌「新沖縄文学」から。舞台では、うちなは沖縄大和口、うちなは標準語による殺気立つた応酬が複雑にからみあ

い「調教師」「男」「女」の三人の登場人物が場面に応じて自在に変身してゆく。この戯曲には近代沖縄が抱え込んできたさまざまな事件が盛り込まれた。それを時系列に並べてみると、明治三十六年に大阪で開催された第五回勸業博覧会での「人類館事件」^(注7)、大正期の「方言札」問題、沖縄戦での集団自決、日本軍の暴力、スパイ容疑、また、ベトナム戦争時の黒人差別、一九六〇年代の復帰運動、七五年の海洋博覧会等——むろん表題に採られた「人類館事件」が中心。このパビリオンには「学術人類館」と称して中国人、朝鮮人、アイヌ人、台湾生蕃人、インドキリン族、ジャワ人、トルコ人、パルガリー人、アフリカ人とともに琉球人のジユリ（遊女）が見世物として陳列された。沖縄側は人権を無視したこうした展示のありかたにつよく抗議したが、しかし、むしろこの抗議によって沖縄の置かれている社会的立場がいつそう際立つことになった。引用部は沖縄戦で郷土防衛隊が登場するシーン。全十三景のなかの第十景目である。^(注8)

「男」に対する「調教師」の初期の疑惑は「男」が自身の所属部隊を正確な日本語で発音できないところにあつた。場面は上官と部下の関係において立場上極度の緊張を強いられる場面だが、「男」の悲劇は「郷土防衛隊」を二度までも郷土防衛隊と発音してしまった現実にある。バンジャー

イも同じ。おそらく何遍くりかえしてもその発音は正せない。特徴的な「る」「ジャーイ」の発音こそが、いわゆる「琉球人」「非日本人」^(注9)であることのまきれもない証左だからだ。すなわち、取り除こうと思つてもけつして取り除けない遺伝子的特性を「る」「ジャーイ」の発音は蔵していた。同様なシーンはすでに第四景「琉球館」の場面でも使われている。

第四景は、まるでケダモノのように陳列され屈辱的待遇をうけていた「男」が、法に訴え「調教師」を糾弾しようと企て、その企みが「女」の告げ口によって発覚し、かかる「男」の精神的墮落を「日本語」を正しく発声し、響きのいい「天皇陛下万才」を連呼させて矯正しようとする場面。「軍人勅諭」を地で行く行為である。皇軍兵士にはまず何よりも正しい「日本語」と天皇への絶対的忠誠心が必要とされる。しかし、矯正する側の「調教師」も実は琉球人であつた。早い話が、日本語の使い方を一日も早く覚えてもらわなければならぬ。古いことわざにいわく、「習つより馴れる」つまり、慣れなけりやあならん^(注10)のら、といかにも流暢な日本語で高圧的にしゃべる際、無意識に発せられた語尾のラ行音によって彼がはからずもまったくの琉球人であることが露見するからである。まさに、こうした隠蔽／暴露の関係がアンビヴァレ

ンツに反転するこの磁場にこそ、琉球人の悲喜劇的な姿がある。

「言語」をめぐるこうしたアポリアに新城郁夫は鋭い視線を向けた。新城郁夫「言語的葛藤としての沖繩―知念正真「人類館」の射程―」は劇中で飛び交う「沖繩大和口」の「屈曲した「言語転移」」に注目した好論。新城はこの論考で「沖繩大和口」の潜在的な可能性が、「男」「女」間のみ顕われているのではなく、「調教師」さえもその中に引きずり込むようにして、「日本語」の領域を侵犯していこうとしているとのべる。「強制される「日本語」と禁止される「沖繩方言」いずれでもあっていずれでもなく、その補完的対立を瓦解させる新たな言葉として、他ならぬ沖繩大和口ウチナーヤマトグチがしたたかにその力を発現しているさまが見届けられる」という。要するに、言語表出過程において拉致し支配する「日本語」と拉致され支配される「方言」との分裂／統合の「言語的葛藤」にこそ戯曲「人類館」の悲喜劇があり、単線では括れない遣伝子的言葉のラセン構造のなかにその現実があったということである。

戦争文学のなかで沖繩を除いて「日本語」がこれほどまでに重くのしかかっている地域は他にない。「人類館」は、押しつけられた国家言語としての日本語を、近代沖繩を鋭利に

描く悲喜劇的装置（テ、テ、テイノウ、陛下……バンジャーイ！）として、極端なまでに作品内に充填させ、それを裸形のままわれわれ読者に突きつけたそれであった。戯曲というドラマトウルギーをとおして目の前でじかに語られる沖繩口、沖繩大和口、標準語は、そのリアリティにおいていかなる文学ジャンルをも凌いでいる。そして、まさにここに知念正真の沖繩戦の「見せ方」（語り方）の特質があった。

Ⅲ 沖繩戦と きれいな標準語

「水滴」に戻る。

六月のある日、突然徳正の右足がスプイ（冬瓜）のように腫れあがった。親指の皮の破れ目から 青くさく淡い甘味の水が流れる。検査では 石灰分が多い ただの水だという。発病から一週間後、徳正の枕元に鉄血勤皇隊員としてとにも沖繩戦で戦った師範学校時代の級友イシミネが死別したままの姿であらわれた。――戦友との再会――。だが、イシミネの出現によって とつくに気づいていながら認めまいとしてきたことが、はっきりした形を取って意識に上がってくる。瀕死のイシミネに飲ませる末期の水を自身の渴きに耐え切れずいっきに飲み干し、彼をそのまま鍾乳壕に置き去り

にしてきた過去があつたからだ。戦後五十年、徳正はこの秘密を妻のウシにもいわず記憶の底に封じ込めて生きていた。しかしはからずもこの奇病によつて、突如意識の奈落から過去の記憶が立ちあらわれてくる。目の前にたまたむイシミネ。五十年余こまかしてきた記憶と死ぬまで向かい合い続けねばならないことが怖い。徳正。引用した冒頭のシーンはこうした二人が無言で向き合つた場面である。

私見によれば、ありがとう。やつと渴きがとれたよ」という標準語によるイシミネの返事は、およそ鉄血勤皇隊員という皇軍兵士としての「公」のそれであり、「個」としての彼の思いは徳正をけつして赦していかないように思う。

引用部に示されているように、皇国日本の人為的標準言語でのみ主人公徳正は形式上赦されたのであつて（石嶺は笑みを抑えて敬礼し、深々と頭を下げた）、地域社会語としての方言で赦されてはいないからだ。相互の会話は兵士としてのそれであり、けつして私的なそれではない。むしろ「標準語」の意味合いからみれば、この返事はニュートラルでさえある。傍証として小説の末尾のシーンをあげてもよい。小説末尾に病気が治つた徳正の前に巨大なスプイが横たわるシーンが描かれるが、この巨大なスプイこそが意識下のイシミネではないか。この土着的植物はおよそイシミネの私的言語の象徴と

して存在する。巨大なスプイは徳正が生きている限り、あたかも血糊を吸つた大地の怨霊のよつに、毎年決まつた季節に忽然と彼の前にあらわれ、そして例の事件を反芻させるはずだ。徳正は、生涯、このバケモノから逃げることはできない。沖繩戦をどのように見せるか（語るか）。シユールレアリスティックな作品構造を除けば目取真俊のこの小説での手法的特徴はおそらくここにある。

五十年前の死者の亡霊をいかなる形でわたしたち読者の前に立たせるのか。わずか二十字にも満たないこのイシミネの言葉には、一世紀以上拘束されてきた近代沖繩の言語的怨念が鮮烈に反映されている。目取真はイシミネのきれいな標準語にみずからの思想を投影させ、反国家的キバをこの言葉に込めながら、イシミネを生真面目に徳正の前に立たせることによつて皇軍そのもの、否、皇軍の最高責任者たる天皇をも糾弾しているのではないか（テ、テ、テイノウ、陛下……バンジャーイー）。ただ、その結末については石川為丸に、たとえ以下のような疑問がある。

《沖繩戦による「被害」は、あくまでも被害なのだから、その「被害者意識」というものを、そつ「やさしく」解き放つてはいけない、ということである。もちろん「この五十年の哀れ、お前がわかるか」という徳正の言葉は重い。彼の五十

年の生はただの空洞化した時間ではなかったということだ。

(略)だが、「ありがとつ。やっと渴きがとれたよ」と生者に深々と頭を下げて消えていく死者の「やさしさ」に、私たちは大きな疑問を感じざるをえない。この作品の死者たちが示すこの不可解な「やさしさ」こそが、それこそ対象化して見ていかなければならないものであったはずなのだ。(略)死者たちの「やさしさ」というもので、折り合いをつけてほしくはなかったと思う。

目取真に向けられた石川の疑問はイシミネの「やさしさ」にある。(この作品の死者たちが示すこの不可解な「やさしさ」こそが、それこそ対象化して見ていかなければならないものであったはず)であるからだ。沖縄戦での「被害」はあくまでも「被害」であり、その「被害者意識」をいとも簡単に解放してはならないという。作品に被害/加害の双方向の混在を許すのではなく、あくまでも「被害」を「被害」として沖縄というトポスに自立させるべきだという主張である。逆にいえば石川は、イシミネの言葉を「やさしい」「赦し」ととらえているということでもあろう。しかしわたしは、イシミネは徳正を赦してはいないと判断している。その最大の根拠が きれいな標準語 であつた。再度引用しよう。

「ありがとつ。やっと渴きがとれたよ」

きれいな標準語でそう言うつと、石嶺は笑みを抑えて敬礼し、深々と頭を下げた。壁に消えるまで、石嶺は二度と徳正を見よつとはしなかった。薄汚れた壁にヤモリが這つてきて虫を捕らえた。

明け方の村に、徳正の号泣が響いた。

きれいな という形容句にはこの五十年を潔くきれいに断ち切ろうとするイシミネの決意と、徳正の 哀れ を十分に感じ取つた若き十七歳のイシミネの純粹な心が重なつているように見えるが、思うにそれは、徳正が号泣せざるを得ないほど心に染みとおつた きれいな標準語 でなければならなかつた。徳正はこの言語によって、ようやく皇軍兵士としての自責から解放され、日常に帰還する(同じくイシミネも死者の世界に帰還する)。しかし、そこにイシミネの赦しが表明されていたかはずとく別であろう。むしろこの人為的言語は血糊のついたそれとして、あの巨大なスプイのごとく徳正の心に永遠にへばりついているのではないか。徳正は自責の念からは解放されたかもしれない。が、けつしてイシミネからは赦されてはいない。

亡霊となつて彷徨つていた五十年間のイシミネの思いを断

ち切るためには（イシミネが皇軍兵士として死者の世界へ帰還するためには）、この場面はどつしても皇国言語としてきれいな標準語でなければならなかったし、と同時に、この言葉は沖繩戦でのきれいごとだけ語って生きてきた徳正にとつても、彼の内面を鋭利に突き刺す鮮明な言葉の響きでなければならなかった。

以後、二度とイシミネは徳正の前に姿を見せなかった。しかし彼は過去の事件からは永久に赦免されない。前述したように、巨大なスプイは徳正が生きている限り、あたかも大地の怨霊のように、毎年、彼の前にあらわれ、あの夏の体験を語りかけてくるはずだからである。

煩雑な用例は避けるが「水滴」には六十数箇所の会話文が出てくる。そして、標準語が使用される場面と方言（沖繩大和口）が使用される場面はあきらかに区別されている。徳正、ウシ、清裕の言葉はほとんど方言。しかしウシと医師大城の会話や徳正を見舞いにきた子供たちの言葉、あるいは女子学徒隊の言葉は標準語で表記される。発話する際、発話の対象者やその位相によって待遇表現や使用言語に明確な差異が生じるのは知られるとおりだが、あきらかにこうした例として徳正とイシミネの間で交わされた「標準語」はとらえられるべきであろう。相互の会話は「公」（兵士）としてのそれで

あって、けつして「個」としてのそれではない。

わたしたちは、目取真が、「国家語」として人為的に作られた「標準語」をあえてここに使用した表記上の戦略を軽々に見逃してはならない。「人類館」に見られた沖繩戦の実態が「日本語」との格闘であったと同様、「水滴」の沖繩戦は「標準語」との格闘であった。すなわち、「ありがとう。やつと渴きがとれたよ」という言語表記はこの小説空間にきわめてイロニツクな形で「日本」という「国家」を撃つ呪術的言語として執拗にからみついていると見てよい。この表現の採用にこそ、およそ目取真俊の沖繩戦の「見せ方」（語り方）の特質がある。

IV 「標準語」の思想

近代沖繩の民衆史は言語との闘いであった。「琉球処分」後に設置された日本語獲得のための「会話伝習所」からアジア・太平洋戦争後の米軍政府による「英語教育」まで彼等はずからアイデンティティを言葉のなかに模索した。たとえば、「会話伝習所」で使用された上下二巻の会話本『沖繩対話』（明13・12、同15・10改定再版・沖繩県学務課編）には日琉の言語対照が次のように記載されている。^{注1} ○貴方ハ

東京ノ言葉で御話ガ出来マスカ(。)(ナカナカ、ヨク
八、話セマセヌ。外間守善『沖繩の言語史』(昭46・10・
法政大学出版局)によれば置県後の「共通語教育」は以下の
四期にわけられるという。

第一期 東京ノ言葉時代：一八七九—一八九七(明12—
30)年頃まで

第二期 普通語時代：一八七九—一九三五(明30—昭10)
年頃まで

第三期 標準語時代：一九三五—一九五五(昭10—30)年
頃まで

第四期 共通語時代：一九五五—現在(昭30—現在)まで

近代日本の言語編制は「国語」「普通語」(普通ノ国語)
「標準語」「共通語」とさまざまに呼称されながら、あ
くまでミカドの住む「帝都」の言葉を規範とした。しかし、
沖繩にとって「帝都」とは琉球王の住む首里であり、地域共
通語は「首里方言」である。近世琉球をひきずった独自のこ
うした歴史は、ミカドの国の言葉を話すに容易ではなかった。
明治十三年発行の『沖繩対話』について同二十九年には
『沖繩語典』(明29・11・仲本政世著)が編纂される。言語

八国民ヲ組成スル所ノ一要素ナリ故ニ我ガ国ノ教育家八風二
国語ヲ拡張シ之ヲ以テ普通学ノ基礎トシ国民的精神ノ根底ト
シ方言八勤メテ之ヲ矯ム——編纂意図に 国民的精神の
自覚と 方言の矯正が明示されるが、しかし、文中に「国
語」という用語が見られることに留意したい。

「国語」概念の成立過程については、自明のものとして意
識されている「日本語」という概念が近代日本の言語的統一
体として真に存在するのかという初発の疑問に端を発したイ
・ヨンスク『国語』という思想―近代日本の言語認識(平8・
12・岩波書店)に見られるとおりだが、「国語」とはまずな
によりも「言語イデオロギー」であり、上田万年をはじめ
とする当時の国語学者によって日清戦争後の国家発揚のナショ
ナリズムとして誕生する。

では、「標準語」とは何か。たとえば、『国語学大辞典』
(昭55・9・東京堂出版)では「一国の規範となる言語とし
て正式に制定されたもの。(略)正式の「いい」言語で、く
ずれた発音や文法、俗な、または地方的な単語、あるいは間
違ったことばの使い方、さらに、人の品位を疑わせるような
ことばづかいを人為的にとり除いたもの。(略)規範となる
言語という点で国家語(国語)と異なり、規範的で正式の言
語という点で共通語と異なり、憲法で使用が義務づけられて

いる言語とは限らないという点で公用語と異なる（柴田武）という。

要するに、語彙・文法・発音その他、国家の規範意識によつて人工に制定された（正式の「いい」言語）で、（人の品位を疑わせるようなことはづかい）ではない言語である。しかしこの柴田の説明は、きわめて抽象的で歯切れが悪い。実はこつした切れの悪さに、「標準語」をめぐつてのきなくさい過去が露出している。

旧来の「東京語」に対して新感覚の「標準語」という名称を定着させたのは「標準語に就きて」（明28・1・『帝国文学』創刊号）を書いた上田万年である。しかしその後この学術用語は、お墨つきの用語であるがゆえに上田の系譜を引く保科孝一に継承され方言撲滅政策の国家的シンボルとして国民に鋭いきばで襲いかかった。いわゆる権力による暴力的「国語政策」のはじまりであり、日中戦争からアジア・太平洋戦争へいつきになだれ込む戦時体制下がまさにその時代だった。文献史（資）料や文学テクストを利用したより具体的な検証は、イ・ヨンスク「国語」という思想―近代日本の言語認識（前出）、安田敏朗『帝国日本の言語編制』（平9・12・世織書房）、同『近代日本言語史再考―帝国化する「日本語」と「言語問題』』（平12・9・三元社）、小森陽一『日本語の近

代』（平12・8・岩波書店）等に詳しい。

昭和十三年、「国家総動員法」が發布された。その二年後、沖繩では治県方針の一環として「戦時下に於ける県民生活の刷新向上に関する具体的方策」という布令が出され、標準語励行の拳桌の一大運動を根強く展開し、雰囲気醸成に努むること、という目標が定められた。語彙・文法・発音・音韻その他、中央語と極端に異なる「琉球方言」は言語的ヒエラルキーのもと（人の品位を疑わせるようなことはづかい）と見なされ、使用が禁止された。こつした強制的励行運動を社会的論争にまで広めたのが、例の柳宗悦を中心とする日本民芸協会と沖繩県学務部の間の「方言論争」だった。論争の教育史上の意味については藤澤健一『沖繩／教育権力の現代史』（平17・10・社会評論社）に明快だが、この論争には、外間守善が指摘するように（後進性を払拭しようとする「沖繩」自身の主体性と、中央からの国家主義の滲透）がからんでいた。まさしく、「人類館」の世界である。「標準語」はこつして二十数万の犠牲を出した沖繩戦を経て戦後の「共通語」に取って代わられるまで（正式の「いい」言語）として県民の上に君臨する。

かかる言語教育的コンテクストのなかに再度「水滴」を置いてみよう。ありがとう。やっと渴きがとれたよ、とい

う きれいな標準語 は、沖繩側から皇国日本を撃つ呪術的言語として鋭く機能していることが了解されるはずだ。わずかに二十字にも満たないこのイシミネの言葉には、一世紀以上拘束されてきた近代沖繩の言語的怨念が鮮烈に反映されている。

「日本語」を正確にしゃべれない憐れな郷土防衛隊員の悲劇はどこにあったか。遺伝的ともいえる「発音」にあった。日本軍人になるにはまず正しい日本語を発音すること、きれいな標準語を使うこと、そして絶対君主である「天皇陛下万才」を連呼すること——いわば皇国精神そのものに同化し慣れてゆくこと。それが日本軍人になるための必須条件だった。おそらく、「水滴」のイシミネは、「人類館」の郷土防衛隊員と同一線上に位置している。きれいな標準語（「矯正／強制」言語）はあくまで「公」の言葉であって、「個」のそれではなかった。イシミネは「個」としてけっして徳正を赦してはいない。

目取真俊は「標準語」を撃つ。しかし彼が日本語の表現者である以上、「標準語」の呪縛から到底逃れることはできない。なぜなら、この人為的言語は血糊のついたそれとして、あたかも徳正の足にまとわりつくスプイのように今も沖繩の大地に執拗にへばりついているからである。

注

- (1) 「芥川賞選評（平9・9・「文藝春秋」9月特別号）四二六—四三一頁。丸谷才一、日野啓三、黒井千次、田久保英夫、河野多恵子、宮本輝、池澤夏樹、古井由吉、石原慎太郎の選評参照。

- (2) 芥川賞受賞前後、地元のメディアで報じられた「水滴」関係の記事および関係論文（平成9年）を以下に列記する。（沖タ）は「沖縄タイムス」、（琉新）は「琉球新報」の略。「あしやぎ」欄（琉新6・27・川村湊）「目取真俊の小説をめぐって」。「水滴」を軸に——（琉新7・11・新城郁夫）「目取真俊の作品案内（上）」（琉新7・11・国吉真太郎）「目取真俊「水滴」論」（琉新7・12・石川為丸）「目取真俊の作品案内（下）」（琉新7・12・国吉真太郎）「芥川賞に目取真俊氏」「人」「受賞は新たな出発点」「沖縄文学に新しい風」「静かに受賞祝う」（琉新7・18・無記名）「目取真俊「水滴」を読む（上）」（琉新7・18・仲程昌徳）「芥川賞に目取真俊氏」「芥川賞（目取真俊氏）」「第一百七回芥川賞の目取真俊さんに聞く」「沖縄戦のリアルさ描く」「受賞は大切な出発点」「芥川・直木賞の選考経過」（沖タ7・18・無記名）「目取真俊「水滴」を読む（下）」（琉新7・21・仲程昌徳）「水滴」と沖縄文学（上）（沖タ7・21・岡本恵徳、モラスキ、親泊仲真）「水滴」と沖縄文学（下）（沖タ7・22・岡本恵徳、モラスキ、親泊仲真）「水滴」の波紋—沖縄文学を語る（上）（琉新7・22・大城立裕、又吉栄喜、仲程昌徳）「水滴」の波紋—沖縄文学を語る（下）（琉新7・23・大城立裕、又吉栄喜、仲程昌徳）「目取真俊「死者の眼差し」（沖タ7・24・無記名）「魚眼レンズ（目取真俊）」

- (5) 欄(沖タ7・25・無記名) 「沖縄文学」と目取真俊(上)「
 琉新7・25・黒古一夫) 「沖縄文学」と目取真俊(下)「
 琉新7・29・黒古一夫) 「水滴」と沖縄文学」(沖タ7・
 29・仲里効) 「沖縄文学」と目取真俊(下)「琉新7・30・
 黒古一夫) 「水滴」と沖縄文学」(沖タ7・30・米須興
 文)²¹⁾ 「水滴」と沖縄文学」(沖タ7・31・与那覇恵子)
²²⁾ 「芥川賞受賞の目取真俊さん」(琉新8・1・無記名)²³⁾
 「水滴」と沖縄文学」(沖タ8・1・川村湊)²⁴⁾ 「落ち穂」
 欄(琉新8・5・佐竹京子)²⁵⁾ 「芥川、直木賞の贈呈式」(琉
 新8・23・無記名)²⁶⁾ 「沖縄のゴーストバスターズ」(「群像」
 9月号・川村湊)²⁷⁾ 「目取真俊試論」 「水滴」を軸として」
 (「沖縄文芸年鑑」12月・新城郁夫)。テキスト内部の相互批評
 性の問題については²⁷⁾を、また外枠としての複眼的構造につ
 いては を参照されたい。
- (3) 田中克彦「ことばと国家」(昭56・11・岩波新書)では「国家
 語」は「Statussprache」というドイツ語からの文字どおりの翻
 訳であって、日本語としては国語学者の保科孝一が、一九三
 三年の「国家語の問題について」という論文のなかで用いた
 例が最初であろう」といふ。保科の論文は同年五月の「東京
 文理科大学文科紀要」に掲載された。いわゆる「国家」「国体」
 を念頭に置いた用語である。
- (4) 『十五年戦争極秘資料集 第3集 沖縄秘密戦に関する資料』
 (昭62・10・不二出版)「解説」四頁。
 昭和十九年八月「第六十二師団工兵隊陣中日誌」。『戦史叢書
 沖縄方面陸軍作戦』(昭43・1・朝雲新聞社)八四―八五頁参
 照。『写真・記録 沖縄戦全資料 CD-ROM版』(平11・
 6・日本図書センター)参照。
- (6) 『十五年戦争極秘資料集 第3集 沖縄秘密戦に関する資料』
 (昭62・10・不二出版)「解説」五頁参照。
 「人類館事件」についての基礎的先行論文は注10新城論文の
 「注(4)」参照。その後、「演劇「人類館」上演を実現させた
 い会」によって全四五頁の「人類館」封印された扉(平17・
 5・アットワークス)が刊行された。資料集として貴重な文
 献である。
- (8) 拙稿「山之口貌「会話」から知念正真「人類館」へ―近代沖
 縄文学に見る 共生 と 相対化 の眼差し」(平9・8・
 「敍説」XV号)では、初出誌により、試みに全体を十三景にわ
 けた。一七頁参照。
- (9) 「沖縄人」とせず、あえて「琉球人」「非日本人」と表記した。
 沖縄ではみずからを「ウチナーンチュ(沖縄人)」と称するが、
 「リュウキウジン」とは呼ばない。「リュウキウジン」(ま
 たはリキジン)という呼称は、「日本人」から見た「異族」
 (「非日本人」)的呼称といえる。この場面の「調教師」はそうし
 た視点人物として登場している。「リュウキウジン」という
 呼ばれ方について、たとえば、新川明「反国家の兇区」(昭46・
 11・現代評論社)に由井晶子の所感として(多くの人がムツ
 とした表情をかくすことができない)(七七頁)とある。
- (10) 新城郁夫「言語的葛藤としての沖縄―知念正真「人類館」の
 射程」(平12・3・「昭和文学研究」第40集)一〇九頁。尚
 同「ちねんせいしん「人類館」論―他者化をめぐる言葉の闘
 争」(平12・3・「琉球大学法文学部紀要 日本東洋文化論集」
 第6号)も参照。
- (11) ここでは「公」の概念を、「国民」「国家」「社会」という政治
 のイデオロギーを伴う「場」におけるそれとして用い、その

対概念としてあえて「個」という用語を使った。知られるように、正確には「公」の対義語は「私」だが、小林よしのり『新ローマニズム宣言SPECIAL 戦争論』(平10・7・幻冬社)以来、この用語が「戦争」にかかわるそれとしてプロブレマティックに作用していると見るからである。

石川為丸『目取真俊』水論(平9・7・12・琉球新報)。「会話伝習所」『沖縄対話』については、藤澤健一『近代沖縄教育史の視角―問題史の再構成の試み』(平12・4・社会評論社)一九二―二〇八頁参照。この研究書は「教育史的研究」であり、従来の近代沖縄教育史を丹念に洗い直すことで「歴史解釈の在り方の捉え直しを目的として、そのための歴史的過去の事象の検証作業を行」(一〇頁)ったもの。問題設定が明確で示唆に富む。

(14) 外間守善『沖縄の言語史』(昭46・10・法政大学出版社)六七―六八頁。

(15) イ・ヨンスク『「国語」という思想―近代日本の言語認識』(平8・12・岩波書店) 頁。

安田敏朗『近代日本語史再考』帝国化する「日本語」と「言語問題」(平12・9・三元社)では文献史(資)料から「国語政策」「言語政策」の具体的用例を拾い出し、その相違を次のように説明する。「日本語」を「国語」(国家の言語、国民の言語)として普及させる地域(内地)、植民地そして教科目的「国語ノ」となった「満洲国」における政策を「国語政策」と称し、それ以外の地域、つまり「日本語」が「国語」でない地域に「日本語」を通用させたい場合にとるべき政策を「言語政策」と称する(六一頁)。

(17) 藤澤健一『沖縄／教育権力の現代史』(平17・10・社会評論社)

によれば一八九〇年代(明治二十年代後半から三十年代)の小学校での日本語教育は教員レベルでは「沖縄語」を排除し、「普通語」(教室語)を強制的に押しつけるものではなく、「少なくとも小学校においては、高等科でさえ「日本語」だけによる一方的な教育活動には相当な限界が認識されており、教員がなんらかの形態で「沖縄語」を活用せざるをえないような実態があったと考えられる」(二九頁)という。しかし、「沖縄語」と「普通語」との便宜的な使い分けという、こうした教室の実態は、とりわけ一九三〇年代後半以降に徹底化される「標準語励行政策」によって、大きく変容していった(六四頁)。藤澤は、「同化」政策による一連の「日本語」の強制と「沖縄語」の排除は一九三〇年代半ば(昭和十年代半ば)の標準語励行運動以後生じたもので、あたかも置県直後から生じていたかのように説明する従来言説に異議を唱える。

(18) 外間守善『沖縄の言語史』(昭46・10・法政大学出版社)九〇頁。

* 本稿は平成十二年六月八日に沖縄国際大学で開催された「日本平和学会九州沖縄地区研究集会」で口頭発表した資料をもとに今回活字化したものである。

(まつした ひろふみ・筑紫女学園大学教授)